

---

# 法制度に関する検討

---

# 1. ワンストップサービスにおける法制度の検討概要

## 検討のポイント

OSSは申請者の利便性向上、行政事務の効率化を目的として、複数行政機関への申請を一括して受け付けたり、現在必要とされている添付書類を不要としたりすることを実現するものであるため、現行の法令を見直し、OSSにおける新たな業務を実現するための法的措置が必要である。以下の課題について検討した。(見直し対象となる現行法令は次ページ参照)

- ・法令上の手当てが必要でないか検討する必要のある事項
- ・既存又は制定が検討されている法令との関係を精査する必要のある事項

## 検討の方向性

以下のような事項について、法令上の手当てが必要でないか検討していくこととする(主なものを表記)。

分類	新たに規定すべき項目案
全体に係るもの	・OSSの法的位置付け ・到達時期の確定等 ・手続の枠組み ・申請者への到達確認 等
添付書類に係るもの	・印鑑登録証明書等に替わる手段 ・住民票の提出に替わる手段 ・自賠償証明書の提示に替わる手段 ・完成検査終了証に替わる手段 等
手続に係るもの	・OSSを利用した手続の流れ
端末に係るもの	・共同利用型端末等に係るセキュリティの確保

検討に当たっては、以下のような既存又は制定が検討されている法令との関係を精査する必要がある。

法案名	関係すると考えられる事項
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(整備法含む)	・OSSを通じて申請を行うことを可能とすること ・OSSに係る申請を紙による申請と同様のものとみなすこと ・OSSのファイルに申請が書き込まれたことをOSSが申請を受け付けたとすること ・手数料・税について現金納付を可能とすること
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案	・OSSにおいて公的個人認証サービスにおける電子署名の位置付け
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	・OSSにおいて個人情報を適切に取り扱わなければならないこと等、個人情報保護に関すること

## 2. 法令上の手当てが必要かどうか検討する必要がある事項(案)

### 検討項目のうち主なもの

現時点では、主として以下のような事項について法令上の手当ての必要性を検討している。

#### 全体に係るもの

- ・OSSの法的位置付け
- ・手続の枠組み
- ・到達時期の確定
- ・申請者への到達確認
- ・OSSで扱うことができる業務
- ・OSSにおける本人確認の方法
- ・共同申請主義について
- ・出頭主義の適用除外について
- ・管轄について

#### 手続に関するもの

- ・OSSを用いた手続の流れ

#### 添付書類に係る 電子申請における対応

- ・印鑑登録証明書等に替わる手段
- ・住民票提出に替わる手段
- ・自賠責証明書の提示に替わる手段
- ・完成検査終了証に替わる手段
- ・保安基準適合証に替わる手段
- ・譲渡証明書に替わる手段
- ・自動車税納税証明書に替わる手段
- ・氏名・住所等の変更を証明する書類に替わる手段

#### 端末に係るもの

- ・共同利用型端末等に係るセキュリティの確保

#### (参考)関係する現行法令

- ・道路運送車両法
- ・自動車の保管場所の確保等に関する法律
- ・自動車重量税法
- ・地方税法
- ・自動車損害賠償保障法 等